

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号	7640A20F1-P00-1	仕様書番号
品名  又は  件名	航空路要図	4補LPS-Q76002-1
		作成 平成31年 3月27日
		改正 令和 3年 3月 3日
		令和 年 月 日
	作成部 隊等名	第4補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空路要図の印刷について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

#### 1.2.1 契約担当官等

契約担当官，分任契約担当官，契約担当官代理，支出負担行為担当官，分任支出負担行為担当官，支出負担行為担当官代理，分任支出負担行為担当官代理，支出負担行為担当官の代行機関

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

**法令等** 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）  
（以下，“グリーン購入法”という。）

### 1.4 調達品目・数量

この製品の図書番号（物品番号），版型式（部品番号），図書名（品名），要求番号，単位及び数量等は、調達品目表による。

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般

この航空路要図は、航空支援集団航空保安管制群飛行情報隊（以下，“飛行情報隊”という。）担当官が貸与する可搬型記憶媒体に収録されたデータにより、印刷する。また、グリーン購入法に定める基準を満たす材料を使用すること。ただし、基準を満たすことが困難な場合は、契約担当官等と協議するものとする。

品 名	航空路要図
-----	-------

なお、可搬型記憶媒体は、CD-R 又は DVD-R とし、データ型式は、アウトライン化された PDF とする。

## 2.2 材料

### 2.2.1 用紙

用紙は、ポエム S 四六判 73kg とする。

### 2.2.2 印刷インキ

印刷インキは、カラーセット 4 色（シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック）を基調とするインキを使用するものとする。

## 2.3 印刷・製版

印刷・製版は、次による。

- a) 印刷方式は、オフセット印刷とする。
- b) 製版方式は、CTP 製版とする。

## 2.4 仕上寸法

仕上寸法は、縦524mm、横938mmとし、許容差は±3mmとする。

## 2.5 折り加工

折り加工は、縦 8 面、横 2 つ折りとする。

## 3 品質保証

### 3.1 校正

契約の相手方は、飛行情報隊担当官に対し、本紙色校正を実施し、確認を受けるものとする。

なお、校正終了後速やかに校了証明書（様式任意）を作成し、飛行情報隊担当官の記名押印を受け、契約担当官等に提出するものとする。

### 3.2 グリーン購入法

契約の相手方は、グリーン購入法が適用されていることを確認し得る品質確認資料（様式任意）を 1 部作成し、契約担当官等に提出するものとする。

なお、記載内容は次による。

- a) 契約番号
- b) 統制番号
- c) 品名
- d) 納期
- e) 特定調達物品等の品目名

### 3.3 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、商慣習による。

品名	航空路要図
----	-------

#### 4.2 包装の表示

包装の表示は、次の項目を見やすい位置に鮮明に表示するものとする。

- a) 契約番号
- b) 統制番号
- c) 図書番号（物品番号）
- d) 品名
- e) 数量
- f) 梱数（2個以上にわたる場合は、○梱中○とする。）
- g) 契約の相手方の名称

#### 5 その他の指示

##### 5.1 航空路要図の閲覧

入札参加予定者は、第4補給処資材計画部資材計画課において、参考見本の閲覧をすることができる。

##### 5.2 可搬型記憶媒体の貸与及び返納

可搬型記憶媒体の貸与及び返納は、飛行情報隊において行い、貸与及び返納時期については、調達要領指定書に示す。

##### 5.3 貸与品の管理

契約の相手方は、官から貸与された可搬型記憶媒体について、管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該契約の履行のみに使用し、第三者に開示、漏洩及びその他の目的に使用してはならない。

なお、製造工程中に発生する校正刷り、反古紙（ヤレ）、不良品及びその他すべてのものは、溶解又は裁断等により復元不可能な状態にし、確実に廃棄するものとする。また、下請業者に対処させる場合についても同様に適用させるものとする。

##### 5.4 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守し、役務を実施するものとする。

##### 5.5 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。